

○新発田市補助金等交付規則

昭和33年8月8日

規則第10号

改正 昭和36年2月8日規則第1号

昭和47年10月27日規則第25号

昭和54年7月31日規則第10号

平成15年6月11日規則第53号

平成19年4月13日規則第52号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 補助金等の交付の申請及び決定（第3条—第8条）

第3章 補助事業等の遂行等（第9条—第14条）

第4章 補助金等の返還等（第15条—第18条）

第5章 雑則（第19条—第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるものを除き、毎年度予算の範囲内で市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平成19規則52・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。ただし、第2号の負担金のうち、市又は市議会、市長、委員会、委員若しくは市職員を構成員とする各種団体又は会議等に対するものを除く。

(1) 補助金

(2) 負担金

(3) 利子補給金

(4) その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付（変更）申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に係る書類を添え補助事業等の実施前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、申請の日を別に定めることができる。

2 市長は、前項に定める申請書及び添付書類に記載すべき事項の一部又は添付書類を省略することができる。

（平成19規則52・一部改正）

(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金等を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業等の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(5) その他市長が必要と認める事項

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付又は不交付の決定をしたときは、交付する場合にあっては補助金等交付（変更）決定通知書（別記第2号様式）により、交付しない場合にあっては補助金等不交付決定通知書（別記第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものと

する。

(平成19規則52・全改)

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者が、前条の規定による補助金等の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定の通知を受領した日から起算して15日以内に、申請の取り下げをすることができる。

(平成19規則52・一部改正)

(事情変更による決定の取消等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした後において、次の各号の一に該当する事態が発生した場合においては、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等で既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等が、補助事業等を遂行するため必要な土地その他を使用することができないこと。

補助事業等に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないこと。その他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 2 前項の規定による措置によって、補助事業者等が損害を受けることがあっても、市長に対してその損害の賠償を請求しないものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対し、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる経費について補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

(平成15規則53・一部改正)

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、この規則の規定及びこの規則の規定に基づく市長の指示並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(補助事業等の状況報告)

第10条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の指示)

第11条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを求めることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、30日以内で市長が指定する期日までに、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(平成19規則52・一部改正)

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかを調査し適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（別記第5号様式）により当該補助事業者等に通知しなければならない。

(平成19規則52・一部改正)

(是正のための措置)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等に対

し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを求めることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当する場合においては、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(2) 正当な理由なくして第20条の規定による市長の措置に応じないとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業等に関して、この規則の規定に基づく市長の指示又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者等は、補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）100円につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定に定める延滞金の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(昭和47規則25・一部改正)

(他の補助金等の一時停止)

第18条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を求められ、当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第5章 雑則

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産
- (2) 船舶及び車両
- (3) 前2号に掲げるものの従物
- (4) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (5) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

(状況調査等)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による措置をとることがある。

(昭和54規則10・一部改正)

(細則への委任)

第21条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に提出されている補助金等交付申請書は、この規則によって提出されたものとみなす。

(平成15規則53・一部改正)

- 3 この規則施行前に交付された補助金等に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和36年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年1月1日から適用する。

附 則（昭和47年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（平成15年規則第53号）

この規則は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成19年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市補助金等交付規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別記第1号様式(第3条関係)

補助金等交付(変更)申請書

年 月 日

新発田市長 様

申請者 住 所
団体の名称及び
代表者氏名



年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、新発田市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の内容及び効果
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の開始予定年月日
- 6 補助事業の完了予定年月日
- 7 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 8 添付書類
 - 収支予算書
 - 事業計画書
 - 図書(事業内容により添付)
 - 市税等に滞納がない旨の申告書(必要により添付)
 - その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

補助金等交付(変更)決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
団体の名称及び
代表者氏名

新発田市長



年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額
補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、年 月 日付けによる補助金等交付申請書記載のとおりとする。
- 4 交付条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 新発田市補助金等交付規則の規定を遵守すること。

第3号様式(第6条関係)

補助金等不交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
団体の名称及び
代表者氏名

新発田市長



年 月 日付けで交付申請のあった下記事業について、補助金の交付をしないことに決定したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 理由

第4号様式(第12条関係)

補助事業等実績報告書

年 月 日

新発田市長 様

補助事業者 住 所
団体の名称及び
代表者氏名



年 月 日付けで補助金交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおりその事業が完了したので、新発田市補助金等交付規則第12条の規定により、事業の実績を報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助事業の開始年月日
- 4 補助事業の完了年月日
- 5 補助事業の経過及び結果の概要
- 6 添付書類
 - 収支決算書
 - 完成写真(事業内容により添付)
 - 契約書(事業内容により添付)
 - その他市長が必要と認める書類

第5号様式(第13条関係)

補助金等確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者 住 所
団体の名称及び
代表者氏名

新発田市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付済額 金 円
- 4 確定額 金 円

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

(平成19規則52・全改)

第 2 号様式 (第 6 条関係)

(平成19規則52・全改)

第 3 号様式 (第 6 条関係)

(平成19規則52・全改)

第 4 号様式 (第12条関係)

(平成19規則52・全改)

第 5 号様式 (第13条関係)

(平成19規則52・全改)